

後期高齢者医療制度 保険料支払提出書類について

・後期高齢者医療保険料については、「年金天引」、「口座引落」を選択いただけます。
(納付書による納付は、年金天引ができない期間で口座引落の依頼の届出がない方に限られます)

提出書類についてこちらから確認ください

スタート

- ・ 保険料はずっと銀行口座から引落にしたい。
- ・ 保険料は年金から天引してほしくない。

両方とも「はい」

① ② についてお手続きください

【手順について】

① 口座引落 依頼用紙を、金融機関へ提出ください(同系列の銀行であれば支店は問いません)

② 「納付方法変更依頼用紙」を、市役所へ提出ください(返信用封筒が同封されております)

※②は、①の依頼を前提とし提出いただけます。

※ 口座引落のメリット

- ・ 通帳で支払金額を確認できる。
⇒ 引落時、口座残高不足などありますと当該期分は、各種金融機関にて納付書でのお支払いとなります。
- ・ ご自身以外の確定申告(社会保険料)に支払金額を記載できる。
※ 保険料引落口座の名義人に限られます

※ 年金天引について

- ・ 開始について、申請は不要です。
- ・ 天引開始の可否判断は年金機構が行います。
- ・ 75歳お誕生日後、6か月～12か月の間で年金天引開始となります。
- ・ 下記の場合は年金天引対象外となります。
⇒ 年間受け取り年金額が18万円未満の方
⇒ 「介護保険料 + 後期保険料」が年金受給額に占める一定割合を超える方
⇒ その他、年金機構より天引不可能と判断された方

いいえ

- ・ 自分は年金天引対象とならない可能性がある。
もしくは、
- ・ 年金天引開始までの期間、金融機関に毎月行くのは手間だ

はい

① についてお手続きください。

いいえ

手続きは不要です。半年から1年ほどは納付書にて納付ください。年金天引開始時には再度通知が届きます。